

令和 年 月 日 税務署長殿		所 管	業種目	概況書	要 否	別 表等								
納税地	電話() -	法人区分						青色申告	一連番号					
		普通法人		特定の医療法人等又は公益法人等を除く一定の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人		左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人			整理番号					
(フリガナ)	法人名	事業種目						事業年度(至)						
		期末現在の資本金の額又は出資金の額		円		非中小法人			兆		十億		百万	
法人番号	(フリガナ)	同非区分						壳上金額						
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの		同上		同族会社			申告年月日					
代表者	代表者住所	旧納税地及び 旧法人名等						添付書類	通信日付印 確認 庁指定 局指定 指導等 区分					
		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書							年月日		申告区分			
						法人税	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分		
申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分	申告区分			

令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

申告書
申告書

年 月 日

翌年以降送付要否	要 否	適用額明細書提出の有無	有 無
税理士法第30条の書面提出有	有 無	税理士法第33条の2の書面提出有	有 無

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「48の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	17	十億 百万 千 円
	法人税額(53)+(54)+(55)	2			外國税額(別表六(二)「20」)	18	
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「4」)	3			計(17)+(18)	19	
	差引法人税額(2)-(3)	4			控除した金額(13)	20	
	連結納税の承認を取り消された場合等における控除された法人税額の特別控除額の加算額	5			控除しきれなかった金額(19)-(20)	21	
	土地利得(別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0		土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	22	0
	同上に対する税額(22)+(23)+(24)	7			同上(別表三(二)「28」)	23	0
	課税留保金額(別表三(一)「4」)	8	0 0 0		同上(別表三(三)「23」)	24	0 0
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	9			この申告による還付金額(21)	25	
	法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0		中間納付額(15)-(14)	26	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)の「7」+別表七(三)の「3」)	11			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	外
	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12			計(25)+(26)+(27)	28	外
	控除税額(((11)-(12))と(19)のち少ない金額)	13			この申告前の所得金額又は欠損金額(60)	29	
	差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)-(13)	14	0 0		この申告により納付税額が修場止(65)	30	外 0 0
	中間申告分の法人税額	15	0 0		欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」))	31	
	差引確定法人税額(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合には、(26)へ記入)	16	0 0		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	32	
	課税標準法人税額(4)+(5)+(7)+(10)	33			この申告による還付金額(43)-(42)	45	外
	課税標準法人税額(9)	34			この申告の告申であるが修場止(43)	46	
	課税標準法人税額(33)+(34)	35	0 0 0		この申告に対する法人税額(68)	47	
	地方法人税額(58)	36			課税留保金額にに対する法人税額(69)	48	0 0 0
	課税留保金額に係る地方法人税額(59)	37			課税標準法人税額(70)	49	0 0
	所得地方法人税額(36)+(37)	38			この申告により納付すべき地方法人税額(74)	50	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)の「7」+別表七(三)の「3」)	39			剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額	51	
	外國税額の控除額(別表六(二)「50」)	40			残余財産の最後の分配又は引渡しの日	52	令和 年 月 日 決算確定の日
	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41			還する金額	53	銀行 本店・支店 預金
	差引地方法人税額(38)-(39)-(40)-(41)	42	0 0		機関等番号	54	金庫・組合 出張所 銀協 本所・支所
	中間申告分的地方法人税額	43	0 0		口座番号	55	ゆうちょ銀行の貯金記号番号
	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合には、(45)へ記入)	44	0 0		※ 税務署処理欄	56	-

税理士署	
------	--